

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水・高潮・内水：遠賀町地域防災計画)

当町は遠賀川下流域に位置し、台風や前線停滞に伴う集中豪雨により、遠賀川および西川等の氾濫による広範囲な浸水被害のリスクを有している。遠賀町地域防災計画によれば、町内の浸水危険地区は12.2㎢に及ぶ。また、西川や吉原川流域では高潮による内水氾濫の可能性も指摘されている。

(土砂災害：遠賀町地域防災計画)

町内には急傾斜地崩壊危険箇所10箇所、山腹崩壊危険地区8箇所、土石流発生危険箇所4箇所が点在しており、大雨による土砂災害の危険性が高い。

(地震・液状化・津波：J-SHIS)

地震ハザードステーション(J-SHIS)の推計によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で80.5%以上の確率で発生するとされ、特に町内の平野部は液状化の危険性が高いとされている。津波による浸水は一部地域において最大1m未満が想定されており、面積的には約2haが該当する。

(感染症)

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など、未知の感染症の全国的かつ急速なまん延は、当町においても町民の生命や健康、さらには地域経済に重大な影響を及ぼすことが確認されている。

(2) 商工業者の状況

令和7年商工会実態調査によると、町内には商工業者794者が存在し、そのうち小規模事業者は590者である。業種別では建設業、製造業、卸小売業、飲食業、サービス業等が中心であり、松の本、今古賀、遠賀川地区に多く立地している。特に浸水想定区域内に位置する事業者が多く、防災対策の充実が求められている。

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況)
商工業者	建設業	182	136	町内全域に点在している。
	製造業	93	68	鬼津、若松、虫生津地区に多い。
	卸小売業	115	85	松の本、今古賀、遠賀川地区に多い。
	飲食業	135	114	松の本、今古賀、遠賀川地区に多い。
	サービス業	220	150	松の本、今古賀、遠賀川地区に多い。
	その他	49	37	町内全域に点在している。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・地域防災計画の策定
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ・ハザードマップの作成・配布
- ・防災訓練の実施、防災備品の備蓄
- ・防災行政無線や各種ツールによる情報発信体制の整備

2) 当会の取組

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・町が実施する被害状況調査や応急対策への協力
- ・事業者 BCP 作成個別相談会の広報（チラシ・HP・SNS 等）
- ・防災士の設置（青年部 4 名）

II 課題

現状では、災害発生時の被害情報共有ルートや応急対策方針について、町と当会の間で明文化された体制が十分でなく、発災時の初動対応に課題がある。また、地区内小規模事業者に対する災害・感染症リスクの周知やBCP策定支援が一部にとどまっており、備蓄物資や資金面での準備、リスクファイナンス（保険・共済等）への理解も限定的である。

さらに、感染症流行時においては衛生管理・業務継続支援を含む指導體制の構築が不十分であり、加えて、商工会における助言・対応を担う人的体制の強化が求められている。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害や感染症等のリスクの存在を認識させ、事前対策の必要性を注意喚起する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報の報告ルートを構築する。
- ・発災後の速やかな復興支援を可能とするため、組織内体制および関係機関との連携体制を平時から整備する。
- ・防災協定を通じ、災害時に商工会員事業所が資材や人員を無償提供し、地域復興を支える体制を構築する。
- ・感染症流行時には、適切な衛生対策や業務継続体制が確保されるよう、予防行動・備蓄・情報共有を徹底する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

遠賀町商工会および遠賀町役場産業振興課は、以下の内容に基づき、町内小規模事業者の災害・感染症等への備えを支援し、発災時の被害軽減と早期復旧、地域経済の安定化を図る。

< 1. 事前の対策 >

【1】小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時や窓口相談を通じて、遠賀町地域防災計画やハザードマップを活用し、個別事業所に応じた自然災害リスク（洪水、高潮、土砂災害、地震など）を明示した指導を行う。
- 福岡県防災ポータルサイトや J-SHIS 地震ハザードステーションを活用し、事業所の立地リスクを可視化する資料を提示する。
- 商工会の公式 LINE アカウント（登録者数 450 名）を活用し、気象警報、町からの災害関連情報、保険制度や防災セミナー案内等を適時発信。特に発災前後のタイムリーな注意喚起に活用する。
- 感染症対策については、福岡県の感染症防止ガイドラインの周知と、消毒液・マスク等の備蓄推奨を行い、業種ごとの衛生対応の必要性を啓発する。
- 福岡県商工会連合会、東京海上日動火災保険株式会社と連携し、BCP の必要性、策定手順、ひな形等を紹介する個別相談を年1回以上開催する。
- セミナーでは、リスクファイナンスの視点（火災保険、風水害特約、感染症特約など）の紹介や、実際に被災した際の再建事例等も交えて、理解促進を図る。
- また、商工会独自の取り組みとして中小企業診断士を活用した個別相談を行い、BCP の実地策定支援を実施し、内容確認・助言を実施する。
- 策定済事業者には更新支援を行い、定期的な見直しと必要に応じた訓練の実施も促す。

【2】商工会自身の事業継続計画（BCP）の作成

- 当会は、令和3年に事業継続計画を作成（詳細は別添参照）。
- 内容には、職員安否確認体制、出勤可否判断基準、代替連絡網（携帯・LINE・FAX 等）、災害時の会館使用制限下での事業継続方法、町との情報共有体制の整備、LINE による情報発信ルール等を盛り込む。

- 策定にあたっては、福岡県商工会連合会が提供する様式・助言も活用し、災害種別（地震・水害・感染症）ごとの対応も明記する。

【3】関係機関等との連携

- 東京海上日動火災保険株式会社と連携し、災害リスクファイナンスの観点から、損害保険や休業補償、感染症対応保険等の紹介・普及を図る。保険活用によるリスク分散の重要性について事業者へ啓発を行う。
- 遠賀町と防災協定の締結を予定しており、商工会の会員事業所が、町からの要請に基づき、復旧作業や避難所の整備支援などを無償で実施できる体制を整備し、物資提供や作業協力に対応できるよう登録制度・連絡体制を構築する。

【4】フォローアップ

- 策定されたBCPの運用・更新状況については、対象事業者に対し個別ヒアリングや書面での確認を年1回程度行い、改善点や運用課題を把握する。
- 「遠賀町事業継続力強化支援協議会」（構成員：遠賀町商工会、遠賀町役場産業振興課）を年1回開催し、支援事業の進捗、課題、次年度の重点方針などを共有・協議する。

【5】当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（震度6強の直下型地震や線状降水帯による水害等）を想定した初動対応訓練を実施。職員間の安否確認、町との情報共有ルート、LINEでの会員向け発信など、実際の行動につなげる形で行う。
- 年1回以上の机上訓練や発信訓練を通じ、BCPの実効性を高め、職員の災害対応能力を強化する。

< 2. 発災後の対策 >

【1】応急対策の実施可否の確認

- 発災後3時間以内に、商工会職員間での安否確認と自宅・通勤経路の安全性確認を実施。LINEグループや災害対応アプリを用いた即時報告体制を構築する。
- 商工会館が使用不能な場合に備え、代替執務場所（町施設など）を事前に町と協議しておく。感染症流行時には出勤制限や交代勤務体制も整える。

【2】応急対策の方針決定

- 大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
- 被災状況を把握のうえ、職員の出勤可否、相談窓口設置の可否、LINEによる発信体制など、初動対応の優先事項を整理する。

- 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を定める。また、必要に応じて県商工会联合会、遠賀郡内商工会他3町に支援職員派遣を要請する体制も整備する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> • 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 • 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 • 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> • 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 • 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> • 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に3回共有する
1ヶ月以降	1週間に2回共有する

- 当町で取りまとめた「遠賀町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における連絡体制 >

発災時における町及び県との連絡体制については、災害対応マニュアル等により整備されている体制に基づき、災害時の被害状況、支援ニーズ、事業継続状況等の情報を適切に把握・共有し、必要な支援が円滑に行われるよう努める。

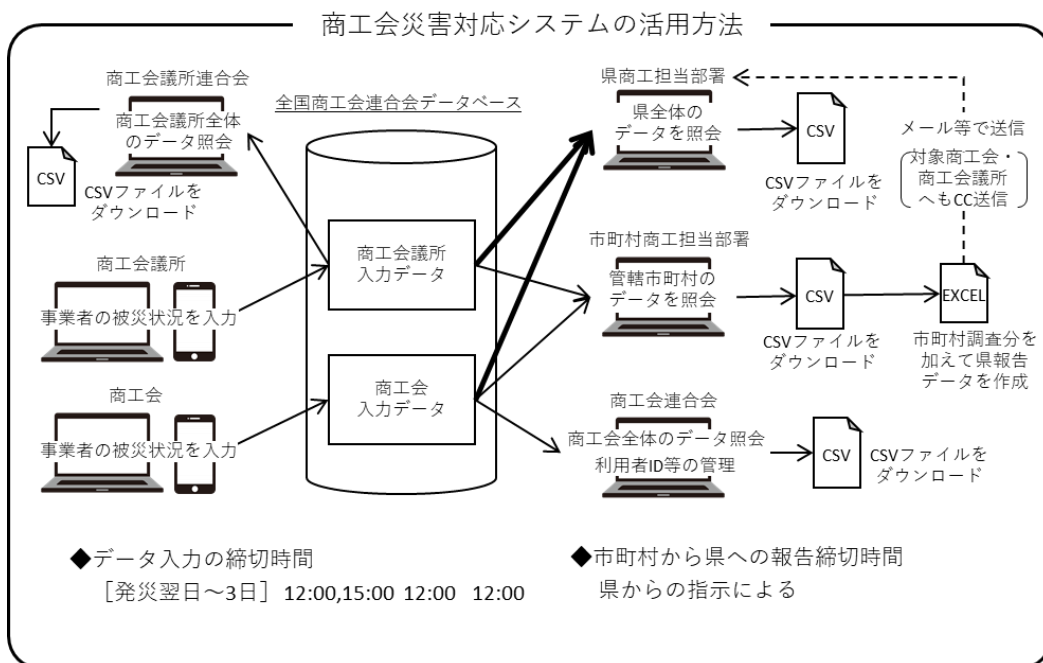
具体的には、発災時における町への連絡及び町からの情報の受領に関しては、予め定められた体制に基づき、責任者を明確にし、確実な情報共有が可能となるよう努める。

また、発災時における県への連絡に関しては、町を通じて県に対して速やかに報告するとともに、必要に応じて、県からの情報を、町を通じて受領する体制とする。

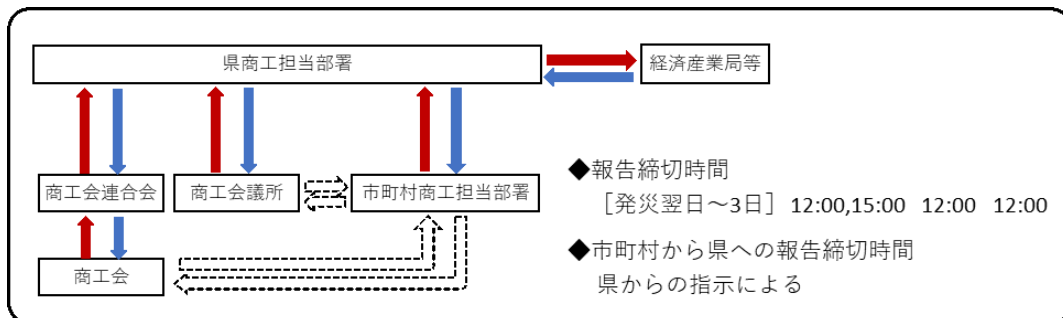
加えて、遠賀町商工会では以下の体制を補完的に整備しており、円滑な情報伝達と初動対応の実効性を高めている。

- 商工会と町との連絡については、平時より担当者名簿を共有し、災害時に即時連携できる体制を構築しており、名簿は年1回以上更新する。
- 会員事業所との連絡手段としては、商工会公式LINE（登録者数450名）を活用し、発災時の注意喚起、支援制度案内、ヒアリングフォームの配信等を行う。

- 商工会館が使用不能となった場合には、町と協議のうえ代替執務場所を速やかに確保・移設し、必要に応じて職員を町庁舎等に派遣する体制を整備している。
- 当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、遠賀町の商工担当 部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- 商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有 又は 報告を行う。
- 報告時間について、当会は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。
- システム利用可能時



- システム不具合発生時
- 下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当課部署へ報告する。

様式I
福岡県中小企業復興支援課 〇〇・〇〇宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keizishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和〇年〇月〇日の大雨による商工被害状況 提出日：令和〇年〇月〇日

団体名：
記入担当者：

記入例	被害箇所			被害状況		区分 (被害一帯及び被害種別)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	
	〇〇郡〇〇町〇〇	—	〇〇〇製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。
	△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電線柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。
1						
2						
3						

※提出までに御報告頂いた箇所は削除せず、新規情報を追加して行ってください。 ※関係が深い場合はコピーしてご利用ください。
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 被害状況の把握を目的に、商工会公式LINEを用いて、ヒアリングフォームの配信や簡易アンケートを実施する。
- 被災事業者に対して、商工会館または町の指定避難所内に支援相談窓口を設置し、国・県・町が実施する各種支援制度（融資、補助金、税制猶予等）の案内・助言を行う。
- 感染症に起因する事業停止時には、雇用支援や経営相談もオンライン・電話で対応する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 遠賀町の復興計画方針に基づき、事業再開・資金繰り支援等を段階的に実施する。
- 被災事業者の再建に向けて、必要に応じてLINEやホームページで事業再開告知支援や広報サポートを行い、地域消費者への周知と販売促進につなげる。
- 被災事業者が復旧後イベント等に出店する場合、出店料免除や広報支援などの優遇措置も講じ、長期的な再建支援を行う。

※その他

本計画に関する内容に変更等が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

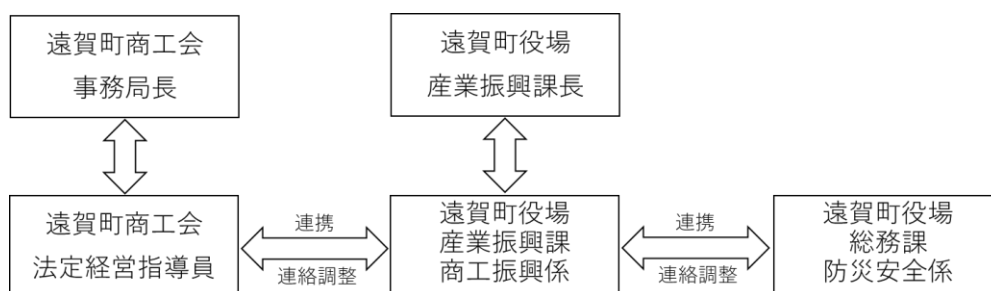
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年7月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 辻本泰一（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

遠賀町商工会

〒811-4307 福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6番18号

TEL : 093-293-0165 / FAX : 093-293-7196

E-mail : onga@shokokai.ne.jp

②関係市町村

遠賀町役場 産業振興課

〒811-4392 福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地

TEL : 093-293-8233 / FAX : 093-293-0806

E-mail : sangyou@town.onga.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100

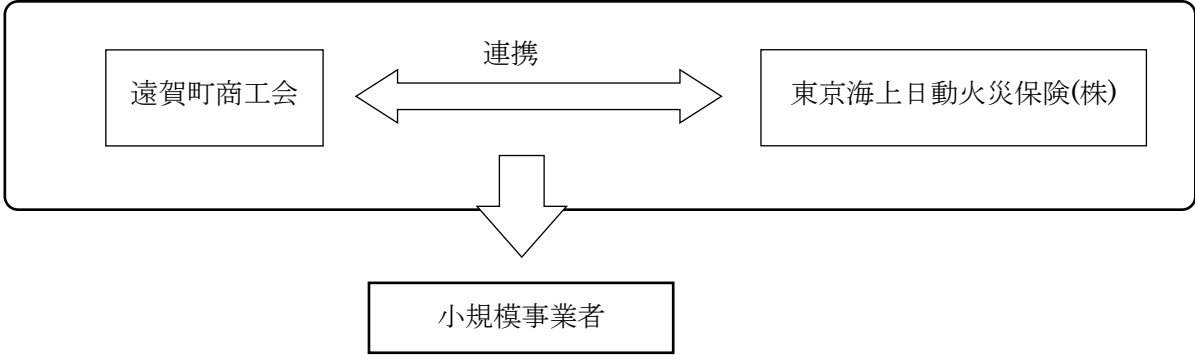
(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
遠賀町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 福岡支店 福岡市博多区綱場町 3-3 支店長 山本祐士 TEL : 092-281-8344
連携して実施する事業の内容
・小規模事業者に対する災害リスクの周知
連携して事業を実施する者の役割
・自然災害に関わる損害保険の見直し相談 ・専門家、講師派遣の開催 (BCP 作成の個別相談会)
連携体制図等
 <pre>graph TD; A[遠賀町商工会] <--> 連携 B[東京海上日動火災保険(株)]; A --> C[小規模事業者]; B --> C;</pre>